

石川県借上住宅入居者募集要領

平成23年10月19日

平成25年 3月21日(一部改正)

平成26年 2月21日(一部改正)

平成26年 7月 9日(一部改正)

平成27年 7月14日(一部改正)

石川県危機管理監室危機対策課

本要領は、東日本大震災に伴う県外からの避難者に対して災害救助法に基づく応急仮設住宅として石川県が借り上げる民間賃貸住宅（以下、借上住宅という。）の入居者募集事務について定める。

1 対象者

借上住宅に入居できる者（すでに入居している者で、借上住宅として指定する住宅に引続き入居する者を含む。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 避難前に岩手県又は宮城県に居住していた者

居住していた住家が全壊又は大規模半壊等により居住できず、自らの資力では居住する住家を確保できない者

(2) 避難前に福島県に居住していた者

自らの資力では居住する住家を確保できない者

2 募集方法

(1) 借上住宅への入居者の募集は、県が実施する。

(2) 入居を希望する者は、石川県借上住宅入居申請書（様式1）その他添付書類を、市町を通じて知事に提出するものとする。

3 入居者の決定

(1) 知事は、提出された申請書の内容を審査し、支障がないと認められる場合は、借上住宅への入居を決定するものとする。

(2) 知事は、借上住宅への入居を決定した場合は、石川県借上住宅入居決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。

4 入居条件

(1) 岩手県及び宮城県からの避難者の入居期間は、県が締結する賃貸借契約の開始日から最長6年間とする。

福島県からの避難者の入居期間は、平成29年3月31日までとする。

(2) 借上住宅の賃料、共益費、退去修繕負担金、保険負担金及び仲介料は県の負担とする。

- (3) 駐車場料金（賃料に含まれる附属駐車場の料金を除く。）、電気、水道、ガス料金、自治会費等は、入居者の負担とする。
- (4) 入居者は、借上住宅の適切な維持管理に努めるとともに、故意又は過失により借上住宅を損傷させた場合は、自らの費用で修繕するものとする。
- (5) 入居者は、借上住宅を退去する場合は、私物や不要物等をすべて撤去するものとする。

6 入居者の責務

入居者は、借上住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸主の承諾を得ることなく、借上住宅の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は借上住宅の敷地内における工作物の設置を行うこと
- (2) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管
- (3) 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入又は備付け
- (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体の流失
- (5) 大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏
- (6) 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団準構成員、元暴力団構成員、元暴力団準構成員及び暴力団構成員及び暴力団準構成員と取引のある者（以下「暴力団構成員等」という）の同居又は暴力団構成員等の借上住宅の使用
- (8) 貸主の承諾なしに、申請書に記載した者以外の同居、もしくは借上住宅の使用、又は入居者の変更を行うこと
- (9) 貸主の承諾なしに、犬、猫その他小動物等ペットを飼育すること
- (10) 階段・廊下等共用部分への物品の設置、又は看板・ポスター等の広告物の掲示

7 入居者の善管注意義務

- (1) 入居者は、借上住宅を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 入居者は、特に借上住宅の火災発生防止に留意するものとする。
- (3) 入居者は、貸主が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、貸主が借上住宅の管理上必要な事項を入居者に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- (4) 入居者は、貸主から貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに貸主に連絡の上、貸主が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は入居者の負担とする。
- (5) 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を貸主の承諾なく行ってはならない。
- (6) 借上住宅に破損箇所が生じたときは、入居者は、貸主に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

8 入居決定の取消し

- (1) 知事は、入居者が上記の責務又は善管注意義務に違反した場合は、借上住宅の入居許可を取り消すことができる。
- (2) 知事は、入居者が以下の事項に該当した場合は、借上住宅の入居許可を取り消すことができる。
 - ア 対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなった場合
 - イ 偽りその他不正な手段により入居の決定を受けた場合
 - ウ 法令等に違反した場合
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合
 - オ 借上住宅の使用に関する知事からの指導に従わなかった場合

9 退去

入居者は、借上住宅を退居する場合は、退去の40日前までに石川県借上住宅退去届（様式3）を知事に提出しなければならない。